

第4章 第5期計画の理念、目標および施策の体系

第1節 地域包括ケアシステム

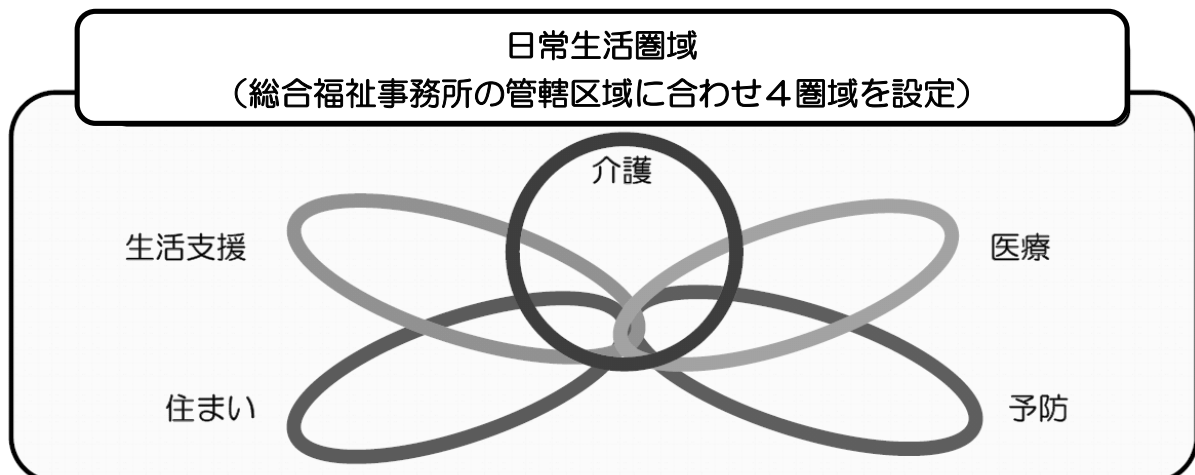
第5期計画では、地域で包括的にケアする体制のより一層の充実を目指し、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、①介護、②医療、③予防、④住まい、⑤生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制（地域包括ケアシステム）の整備に取り組んでいきます。

また、地域包括ケアシステムの実現には、以下の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅療養を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必要です。

■地域包括ケアシステムの5つの視点による取り組み

- ① 介護サービスの充実強化
 - ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など、在宅サービスの強化
- ② 医療との連携強化
 - ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ③ 予防の推進
 - ・できる限り要介護状態とならないための予防への取り組みや、自立支援型介護の推進
- ④ 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備
 - ・住宅改修や、国が整備を促進しているサービス付き高齢者向け住宅、都市型ケアハウス等の住まい選びに関する情報を分かりやすく案内
- ⑤ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等
 - ・ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえた、様々な生活支援（見守り、配食等の生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスの推進

■地域包括ケアシステムの連携イメージ



第2節 計画の理念

本計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となる、平成27年(2015年)の練馬区が目指すべき高齢社会を念頭に置いて策定した第3期・第4期計画の理念を継承します。

1 高齢者の尊厳を大切にする

人間性が尊重され、高齢になっても、心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、尊厳を保ち自分らしく生活できる社会を目指します。

2 高齢者の自立と自己決定を尊重する

自らの意思や能力に応じ自立した生活が可能であり、自らサービスを選択・決定できる社会を目指します。

3 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

地域社会の一員として活躍でき、地域の人々が連帯し、ともに支え合う社会を目指します。

第3節 計画の目標

本計画は、第3期・第4期計画の理念を継承しつつ展開する最後の3年間であると同時に、平成37年(2025年)を見据えた最初の3年間と位置付けるものです。

第5期計画の目標は、計画の理念を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの実現を図るため、次の通り定めます。

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、
介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される
「地域包括ケアシステム」を実現する

第4節 施策および施策体系図

本計画では、つぎの8つの施策を設定します。また、施策の実現に向け様々な事業を展開します。

(1) 8つの施策と施策の方向性

施策1 高齢者相談センター(地域包括支援センター)を中心とする相談支援体制の充実

| | |
|-------------------------|--------------------|
| 1 効率的な相談支援体制の構築 | 2 高齢者相談センターの対応力の強化 |
| 3 高齢者相談センターの整備 | 4 高齢者虐待対応の充実強化 |
| 5 高齢者相談センターにおける医療との連携強化 | |

施策2 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

| | |
|--------------|------------------|
| 1 介護保険施設等の整備 | 2 地域密着型サービス拠点の整備 |
|--------------|------------------|

施策3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

| | |
|----------------|------------------------|
| 1 早期発見・早期対応の推進 | 2 適切な支援につながるための相談体制の充実 |
| 3 在宅生活の支援の充実 | 4 地域における支え合いの強化 |

施策4 介護・医療の連携の仕組みづくり

| | |
|--------------------------|---------------------|
| 1 在宅療養のための介護・医療連携の仕組みづくり | 2 認知症対策における介護・医療の連携 |
| 3 人材の育成・確保 | |

施策5 主体的に取り組む介護予防の推進

| | |
|---------------------|---------------------|
| 1 一次予防事業の推進 | 2 二次予防事業対象者把握事業の見直し |
| 3 介護予防ケアプラン作成基準の見直し | 4 二次予防事業の充実 |
| 5 介護予防施策の評価 | |

施策6 高齢期の住まいづくり・住まい方の支援

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境づくり | 2 心身状況に応じた各種サービスのある住まいづくり |
| 3 心身・生活状況にあった住まい確保に向けた情報提供・相談 | 4 高齢期の住まいのあり方の研究と新たな施策づくり |

施策7 高齢者の生活支援および見守りの充実

| | |
|---------------|---------------|
| 1 生活支援サービスの充実 | 2 日常の見守り活動の推進 |
| 3 災害発生時の支援 | |

施策8 高齢者の社会参加の促進

| | |
|------------------|--------------------|
| 1 多様な社会参加の促進 | 2 地域貢献につながる社会参加の支援 |
| 3 社会参加につながる情報の提供 | |

(2) 計画における施策等の体系図

